

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する 規則について

1. 概要

- 令和4年5月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、新法という）」が成立し、令和6年4月1日から施行される。
それに伴い、県が実施する女性支援の根拠法が「売春防止法」から「新法」に変更される。
- 新法（令和4年5月25日公布）では、これまでの売春防止法に基づく支援機関である「婦人相談所」、「婦人相談員」、「婦人保護施設」の名称及び役割が変更される。
- このことに伴い、本県における婦人相談所（＝「県立女性相談所」）、婦人相談員（＝「女性相談員」）、婦人保護施設（＝「神奈川県女性保護施設さつき寮」）に関する条例及び規則に関して、所要の改正を行う。

2. 主な改正内容

①施設名称の変更

- ・ 婦人保護施設 → 女性自立支援施設

②根拠基準の変更

- ・ 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準 → 女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準

3. 施行日

令和6年4月1日